

院内掲示

厚生労働所が定める基準に基づき、承認を受けているものは下記のとおりです。

●基本診療料

- ・ 有料診療所入院基本料 6 (14 日以内)
- ・ 有料診療所一般病床初期加算
- ・ 地域医療貢献加算 7 級地

●保険外負担に関する事項

- ・ 室料差額 (1 日につき) 101 号室 不要
- ・ 衛生管理料 1 日につき 1,500 円

●その他

- ・ 分娩証明書 2,200 円
- ・ 診断書 3,300 円
- ・ 証明書 1,100 円

●『個別の診療報酬の算定項目のわかる掲載書の発行に』について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から平成 22 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定がわかる掲載書を発行することといたしました。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し付けください。

●『夜間早朝加算』について

平日 18 時以降、土曜日の正午以降、日曜日の診療の受け付け付けをされた患者様は、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき 50 点の「夜間早朝加算」が初再診料に加算されます。このため 1 割負担で 50 円、3 割負担で 150 円の加算がされますので予めご了承ください。

●『婦人科特定疾患治療管理料』について

器質性月経困難症でホルモン剤を投与している患者様に三月に一回医師が計画的な医学管理と療養上の必要な指導を行った場合、厚生労働省の

定めた診療報酬点数に基づき 250 点が加算されます。このため 1 割負担で 250 円、3 割負担で 750 円の加算がされますので予めご了承ください。

●『外来感染対策向上加算・連携強化加算』について

当院では新型コロナウイルスなど新興感染症対策のため以下のような取り組みを行っております。

- 専任の院内感染管理者（院長）を配置
- 少なくとも年 2 回程度、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関（岡山医療センター）が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加。また、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関（岡山医療センター）が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年 1 回参加している
- 新興感染症の発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有しそのことを自治体のホームページで公開している
- 岡山医療センターに対し、定期的に院内の感染症発生状況や抗菌薬の使用状況を報告している。

このような取り組みから、患者様おひとりにつき月 1 回「外来感染対策向上加算」「連携強化加算」を算定させていただいております。ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、受付に申し付けください。

2024 年 6 月 1 日現在

医療法人 山下クリニック
